

新潟県条例第42号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別強化区域の指定）</p> <p>第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある<u>区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</u></p> <p>(1) <u>新潟市中央区西堀通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(2) <u>新潟市中央区西堀前通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(3) <u>新潟市中央区古町通1番町から13番町までの区域</u></p> <p>(4) <u>新潟市中央区東堀通1番町から13番町までの区域</u></p> <p>(5) <u>新潟市中央区東堀前通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(6) <u>新潟市中央区本町通1番町から14番町までの区域</u></p> <p>(7) <u>新潟市中央区上大川前通5番町から11番町までの区域</u></p> <p>(8) <u>新潟市中央区秣川岸通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(9) <u>新潟市中央区明石1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(10) <u>新潟市中央区花園1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(11) <u>新潟市中央区東大通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(12) <u>新潟市中央区弁天1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(13) <u>新潟市中央区南万代町の区域</u></p> <p>(14) <u>新潟市中央区春日町の区域</u></p> <p>(15) <u>新潟市中央区万代1丁目から6丁目までの区域</u></p> <p>(16) <u>新潟市中央区八千代1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(17) <u>新潟市中央区笹口1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(18) <u>新潟市中央区南笹口1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(19) <u>新潟市中央区天神1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(20) <u>新潟市中央区天神尾1丁目及び2丁目の区域</u></p>	<p>（特別強化区域の指定）</p> <p>第17条 <u>公安委員会は、</u>暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある<u>区域を、</u>暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として<u>公安委員会規則で</u>指定する。</p>

(21) 新潟市中央区米山の区域

(22) 新潟市中央区米山1丁目から6丁目までの区域

第25条 (略)

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第25条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。